

【あっせんに関わる事項】

（１）大型車の交通量低減のための総合的な調査の実施

＜現状及び今後の方針＞

あっせん事項において、「大型車の交通量低減のための施策を総合的かつ効果的に進める観点から、ロードプライシングの試行内容の充実や交通規制が実施された場合の運行経路選択に係る意向等に関する調査を実施すること」とされていることから、これについて別添資料に示すアンケート調査を実施すべく検討を行っています。

なお、アンケート調査については原告団の皆様と十分な意見交換を行った上で、実施する予定です。

（２）環境ロードプライシングの試行

＜現状及び今後の方針＞

あっせん事項においては、「現在実施している環境ロードプライシングの試行状況や前記（１）の総合的な調査を分析評価するとともに、社会実験等も含め、大型車交通量を低減する観点から、試行内容の一層の充実を図ること」とされており、現在実施している環境ロードプライシングの試行状況については別添資料に示すとおりとなっています。

環境ロードプライシングの試行内容の一層の充実については、前記（１）で示す総合的な調査の調査結果を分析評価するとともに、社会実験を活用するなど、試行内容の一層の充実に向けて検討を進める予定です。

なお、５号湾岸線への迂回誘導を推進する上で必要となる５号湾岸線の利便性を一層高める施策についても「大型車の交通量低減のための総合的な調査」の結果等も踏まえ、検討していきます。

（３）大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請

＜現状及び今後の方針＞

あっせん事項にも示されたとおり、平成１３年度に実施した阪神間交通量調査等の調査結果に加え、別添資料に示す総合的な調査の調査結果をとりまとめ、尼崎市域の国道４３号（３号神戸線）の沿線における大型車の交通量を低減する観点から、大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否について、警察庁に対し追加的検討を要請していきます。

（４）連絡会の運営の円滑化

＜現状及び今後の方針＞

平成１２年１２月８日の和解以降、今までに２回（平成１３年８月１日及び平成１４年６月１３日）の非公開での連絡会を実施してきましたが、この度、あっせん事項を踏まえ、公開の場で実施することとなりました。

今後も、相互の理解と協力のもと、建設的かつ有効な意見交換により緊密な意志疎通が図られるよう連絡会の円滑化を図ります。

(5) 関係機関等との連携の推進

<現状と今後の方針>

あっせん事項において、「大型車の交通量低減に向けて、国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者と連携した総合的な取組が推進されるよう、これら関係機関等に対して、様々な機会を通じて、大型車交通量低減の必要性についての理解と協力を求めること」とされているとおり、関係行政機関だけでなく、道路利用者や沿道住民等の幅広い方々の連携やご理解、ご協力がないと総合的な取り組みの推進は困難と考えており、国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者と連携した総合的な環境対策を検討するための委員会の設置を関係者に呼びかけています。